狭山市水野ふるさとの緑の景観地保全計画(公表版)

平成26年3月決定

1 景観地の概要

狭山市水野ふるさとの緑の景観地は、県南部の武蔵野台地上の平坦な地形 に位置している。

ここは、狭山・所沢市境に広がるアカマツ、コナラ、エゴノキなどで構成される典型的な武蔵野の雑木林である。

市街地に隣接して樹林が大規模に広がり、県内でも希少な地域である。

なお、所沢市域に広がる樹林地は所沢市北中ふるさとの緑の景観地に指定されており、両者を合わせ北中・水野の森とも呼ばれている。

2 自然環境等

この地域の植生は、コナラ、クヌギ群落が大部分を占めており、その他はスギ・ヒノキ群落、シラカシ等の常緑樹林やコナラ・イヌシデ等の落葉樹林からなる混交林などとなっている。

鳥類はヒョドリ、シジュウカラなど、両生類・爬虫類・哺乳類はアマガエル、カナヘビ、アズマモグラなど、昆虫類はオオカマキリ、アサギマダラなどが確認されている。当地域の環境を反映して樹林性の種や農耕地周辺、市街地近郊に見られる種が確認されている。

3 景観地指定後の状況

この景観地は、平成8年度に6.77haが指定され、以降2回の追加指定(平成9年度、4.05ha、平成10年度、1.02ha)が行われ、合計11.84haの指定となっている。

緑被状況の経年変化を見ると樹林地は平成2年度の11.78haから平成20年度には11.42haとなっており、若干減少している。一方で市街地等が増加傾向にあり、樹林地が転換したものと考えられる。

景観地の緑を保全するため、平成9年度及び平成17年度に「身近な緑公有地化事業」を活用して0.62haを埼玉県と狭山市で取得し公有地とした。

土地所有者と埼玉県で締結している「緑の管理協定」については、平成 24 年度で 10.43ha であり、指定地に対し 88.1%となっているため高い水準で保全 が図られていると判断できる。

また、景観地内には市民団体が活動拠点とする里山づくり事業地があり、市民団体との連携による保全が進められている。

4 保全計画の基本方針

(1) 緑地の保全

「自然環境保全機能」、「景観形成機能」、「ふれあい提供機能」、「防災・環境負荷軽減機能」など緑地が有する機能が十分に発揮されるよう、土地利用転換の抑制等を図ることにより、首都近郊に残された貴重な緑地を保全していく。

【手法の例示】

ふるさと埼玉の緑を守る奨励金の交付

土地所有者による緑地の保全管理を支援するため、ふるさと埼玉の緑を守る奨励金の交付を継続する。

保全する緑地の公有地化

緊急に緑地を保全しなければならない場合には、県と市が協力して行う身近な緑公有地化事業の活用を検討する。

・ 緑地保全のための基金の拡充・活用

貴重な緑地を次世代へ引き継ぐために創設された「狭山市みどりの基金」の拡充を検討する。

緑地保全の推進に向けた要望実施

緑地が減少する大きな要因は高額な相続税にあることから、平地林の相続の際も農地と同様に、平地林として維持することで相続税の納税を猶予し免除する制度を創設するよう、国に対し、引き続き要望する。

また、景観地内にある国有地(物納地)について、地元地方公共団体が保全できる制度を創設するよう、国に対し、引き続き要望する。

希少野生生物の保全

豊かな自然環境を保全するため、定期的にモニタリング調査等を実施 し、希少野生生物の生息状況の把握に努める。

(2) 緑の再生・維持管理

良好な景観地を保全していくため、ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例による継続した取組を行うとともに、住民と行政等との協働による萌芽更新や下草刈り、清掃など樹林地の再生を図る取組を展開していく。

また、緑地内に投棄されたゴミの回収や不法投棄防止パトロールなどを、 関係機関と連携を図りながら実施していく。

【手法の例示】

・ 市民団体等との連携

適切な維持管理を行っていくために住民やNPO、事業者等さまざまな人、組織が気軽に参加できる緑化活動を支援する。

協定制度等の活用

ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例に基づく「市民管理協定制度(里 の山守制度)」の活用や都市緑地法に基づく「緑地協定制度」、「市民緑地 制度」の活用を検討する。

維持管理に伴う支援

ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例に基づく「里の山守制度」を活用 した景観地の維持管理事業の支援を行う。

・ ゴミ投棄等への対応

景観維持及び動植物の生息・生育環境維持のために、住民と行政とが 協働して投棄ゴミの除去活動や不法投棄防止等のためのパトロールを行 う。

緑のリサイクル

樹林地の管理に伴い生じる枝葉等を、雑木林を利用して堆肥とするなど、農とのつながりの中から自然を保全する仕組みづくりを検討する。

• 普及啓発

景観地の保全、緑化の推進、緑地の維持管理、不法投棄ゴミの回収など、地域住民と行政が一体となって取り組むため、市民参加のイベントなどを開催し、緑の大切さや必要性を含めた啓発に努める。

(3) 緑との共生

地域住民の共有財産である当地域の貴重な歴史的・文化的財産を次世代 へ継承していくため、緑地を環境教育の場、普及啓発の拠点として利用す るとともに、地域資源として活用を図る。

【手法の例示】

次世代へ引き継ぐための環境教育の実施

市民団体等との連携とあわせて、小中学校や子供会による自然観察会などの環境学習の場として活用し、緑の大切さを次世代に引き継いでいく。

- 緑の観光資源としての活用

当景観地を含めた周辺の緑を、人と自然、地域の調和と活力を生み出す緑としてとらえ、公園や社寺境内地などの施設緑地等とともに緑の観光資源としての活用を検討する。

・ ゴミ投棄等への対応(再掲)

景観維持及び動植物の生息・生育環境維持のために、住民と行政とが 協働して投棄ゴミの除去活動や不法投棄防止等のためのパトロールを行 う。

• 普及啓発(再掲)

景観地の保全、緑化の推進、緑地の維持管理、不法投棄ゴミの回収など、地域住民と行政が一体となって取り組むため、市民参加のイベントなどを開催し、緑の大切さや必要性を含めた啓発に努める。

